

平成 18 年 4 月 28 日

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会 殿

関東百貨店小売業厚生年金基金
理事長 今井 健一

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」
に対する意見

平成 18 年 3 月 16 日に公開・コメントの募集が行われた実務対応報告
公開草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の
取扱い（案）」について、別添のとおり意見を提出します。

記

1. 特に中小企業で働く厚生年金基金の加入事業主からは、加入員の老後の所得保障が危惧される本公開草案に断固反対すべしとの声が大であります。
2. 先の厚生年金法改正で厚生年金基金の代行部分の法的責務が明確になったことから、基金加入企業が代行部分について最低責任準備金を超えて負担する必要がなくなった。
このことから代行部分について退職給付会計基準の対象外とするか、もしくは退職給付会計基準の対象とするのであれば最低責任準備金相当額のみを債務とすべきである。
3. 厚生年金基金制度は発足以来 40 年間、国の法律によって規定、運営され爾々とそれを遵守すれば足りてきたが、ここにきて会計基準によって根本から制度の本旨が損なわれることになってはならないと思われる。
4. 貴委員会のメンバー構成に異論がある。より公平、民主的な議論を期するためには、中小企業を代表する者も是非ともメンバーに加えるべきである。

以上